

中讃消防指令センター高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線整備 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、本市が発注する中讃消防指令センター高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線整備業務委託公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）を実施する際の手続き等に関し必要な事項を定める。

2 業務の概要等

(1) 業務名

中讃消防指令センター高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線整備業務委託

(2) 業務場所

丸亀市大手町二丁目1番37号 他

(3) 業務委託上限額

1,679,000,000円(税込み)

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日(金)まで

(5) 業務概要等

調達仕様書のとおり

(6) 業務内容

本業務は、丸亀市消防本部、善通寺市消防本部及び多度津町消防本部(以下「2市1町消防本部」という。)が消防指令業務を共同運用するにあたり、最新の情報通信技術を活用し、あらゆる災害に迅速かつ確実に対応できる中讃消防指令センターの全部更新を目的とする。

(7) 支払方法

本委託業務完了後に支払うものとする。

(8) 担当部署

丸亀市消防本部 総務課

担当：大林

〒763-0034 丸亀市大手町2丁目1番37号

TEL 0877-25-4003（直通） FAX 0877-24-5050

e-mail : shobosomur-k@city.marugame.lg.jp

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

- (3) 本市の物品等競争入札参加資格を有する者(以下「登録業者」という。)又は登録業者以外の者で資格の審査期限までに資格の申請を行い、本市が受理しているもの。
- (4) 丸亀市指名停止等措置規程による資格(指名)停止を、参加表明書提出の日までに受けていないこと。なお、契約締結日までに同様の資格(指名)停止を受けた場合は契約しない。
- (5) 指名停止規程に基づく文書警告を受けている場合、申請日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) その他関係法令・規則等に違反していないこと。
- (8) 本件プロポーザルに応募できるのは、次に掲げる条件を全て満たす企業、団体とする。
- ア 調査業務の企画及び実施を的確に遂行できる能力を有すること。
- イ 業務内容については、守秘義務を遵守できること。
- ウ 下表の要件を満たす者であること。

項 目	内 容
業務実績(※1)	複数消防機関が共同で運用する総務省消防庁が消防防災施設整備費補助金交付要綱で定める高機能消防指令センターⅡ型以上の構築業務を元請として履行完了した実績があること。なお、構築と保守を一括した業務となっているものについては、構築が履行完了していれば実績を有していると判断する。
地域要件	日本国内に本店を置く企業であること。

※1 様式第2号により業務実績を提出する場合には、業務名、契約年度、契約金額等を証明する契約書の写し等を添付する必要があります。

4 契約締結までのスケジュール

順番	手 続 内 容	期 日 等	備 考
1	実施要領の公表	公募日 ～ 令和6年12月6日(金)	
2	参加申込書の受付	公募日 ～ 令和6年11月5日(火)	
3	質問の受付	公募日 ～ 令和6年11月5日(火)	
4	質問の回答期限	令和6年11月18日(月)	
5	提案書等の提出	令和6年12月2日(月)～令和6年12月6日(金)	
6	プレゼンテーションの実施	令和6年12月17日(火)～令和6年12月18日(水)	期間内の1日間を予定
7	採否の通知等	令和6年12月23日(月)(予定)	
8	仮契約の締結	令和7年1月上旬(予定)	
9	本契約の締結	令和7年3月下旬(予定)	本市議会の議決を条件とする。

5 設計図書等の閲覧・参加申請書等様式の交付方法

本市ホームページ(<https://www.city.marugame.lg.jp>)に公開し、ダウンロードにより交付する。

※ 不明な点については、2の(8)担当部署に問い合わせること。

6 参加申込書の提出について

(1) 資格の確認

本件プロポーザルに参加しようとする者は、3の資格を有することの確認を受けるため、参加申込書及び関係書類を持参又は郵送により提出しなければならない。

丸亀市長は、本件プロポーザルに参加する資格を確認したときは、その旨を参加資格確認結果通知書により通知する。参加する資格がないと認めたときは、その理由を付して、参加資格確認結果通知書により通知する。

(2) 申請様式

提出物	提出様式	提出部数	特記事項
① 参加申込書	様式第1号	1部	
② 参加資格に関する受注実績	様式第2号	1部	「3 参加資格」(8)を参照し、証明する書類を添付すること

(3) 受付期間

公募日から令和6年11月5日(火) (平日午前8時30分から午後5時迄)

※期限内必着

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。なお、持参する場合は事前に連絡すること。

(5) 提出場所

2の(8)担当部署

7 質問について

本実施要領及び仕様書等に不明な点がある場合は、質問書(様式第3号)を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年11月5日(火)午後5時迄

(2) 提出方法

FAX又は電子メールで提出すること。なお、電話・口頭及び期限後の質問は受け付けません。

FAX : 0877-24-5050

e-mail : shobosomu-k@city.marugame.lg.jp

(3) 回答

期限内にあった質問への回答については、随時、本市のホームページ上で掲載いたします。

(<https://www.city.marugame.lg.jp>)

最終回答期限 令和6年11月18日(月)午後5時迄

8 提案書の作成要領について

本提案書は、中讃消防指令センター高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線整備業務委託調達仕様書に準拠した提案内容とし、提案書の提案項目は下記のとおりとします。

(1) 提案様式等

提出物	提出様式	提出部数	特記事項
① 公募型プロポーザル審査書類提出書	様式第4号	1部	正本1部
② 会社概要	様式第5号	1部	正本1部
③ 指令センターの構築整備受注実績調書	様式第6号	1部	契約書類等の実績を証明する書類を添付 正本1部
④ 配置予定者の業務経験等(個人)	様式第7号	1部	正本1部
⑤ 業務実施体制	様式第8号	1部	正本1部
⑥ 業務スケジュール	様式第9号 (自由様式)	11部	正本1部 副本10部
⑦ 企画提案書	様式第10号 (自由様式)	11部 (1部)	正本1部 副本10部 (光学メディア)
⑧ 性能要件表	様式第11号	1部	調達仕様書 第3章 第13.1 瞬時負荷処理能力を参照 正本1部
⑨ 見積書	様式第12号	1部	構築整備に係るすべての費用の総額は受注者の負担とする。

(2) 受付期間

令和6年12月2日(月)から令和6年12月6日(金) (平日午前8時30分から午後5時迄)

※期限内必着

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。なお、持参する場合は事前に連絡すること。

(4) 提出場所

2の(8) 担当部署

9 提案書等の作成

(1) 提出媒体等

提案書の提出は、紙及び光学メディアとする。

ア 紙媒体での提出について

- (ア) 正本は1部とし、8の(1)①～⑧を提案書等として一綴りにまとめて提出すること。表紙に商号又は名称の記載、代表者職名(契約締結権限者氏名)の記載及びその印を押印すること。
- (イ) 副本は10部とし、8の(1)⑥～⑦を提案書等として一綴りにまとめて提出すること。**表紙を含め全てにおいて参加者名、参加者製品名等の参加事業者を想起させる文言及びロゴデザイン等を表記しないこと。**
- (ウ) それぞれA4版に製本すること。また、提案書等には提出様式及び評価項目ごとにインデックスを付し、ページ番号を付けること。

- (エ) 8の(1)⑦企画提案書(様式第10号)のページ数は、50ページ以内とする。なお、表紙、目次はページ数にカウントしない。また、企画提案書の追加資料は認めない。

イ 光学メディアの提出について

- (ア) CD-ROM 又は DVD-ROM の光学メディアに、8の(1)⑦をデータ格納して1部提出すること。
(イ) ⑦企画提案書のファイル形式は、Word、Excel、PowerPoint 又は PDF で作成すること。
(ウ) 最新の定義体を適用したウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行い提出すること。

(2) 提案書等は、以下に定めるところにより作成すること。

ア 別紙「評価基準表」の評価項目について、考え方、経験、実施方法、ポイント、理由、背景などを明確に示すこと。

イ 調達仕様書は、本市が求める機能の概要を定めたものであることを理解した上で、調達仕様書に記載してある機能等の実現内容(代替提案を含む。)、調達仕様書に記載のない機能の提案(追加案等)について記載すること。

ウ 提案書の内容は、参加者が実現できる範囲で記載すること。

エ 提案内容について、その実現に必要となる追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担となるため、調達仕様書の内容を十分に理解した上で提案すること。

オ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確なものとする。

カ 業務委託上限額の範囲内による提案とすること。

(3) 見積書は1部提出するものとし、別途封筒に「見積書在中」と記載し、封印して提出すること。

10 採点

別紙「評価基準表」のとおりとします。なお、各評価項目に対して評価基準を設けて1～5の5段階の加点方式で採点します。

- (1) 各評価項目について、提案書又はプレゼンテーションの内容について評価します。
(2) 評価項目①は、様式第6号を使用して評価します。
(3) 評価項目②は、様式第7号・8号・9号を使用して評価します。
(4) 評価項目③は、様式第11号を使用して評価します。
(5) 評価項目④は、業務委託上限額の範囲内で提案してください。

【価格点の計算方法】

$$\text{価格点の配点 (70点)} \times \frac{\text{参加事業者の中の最低提案価格}}{\text{事業者の提案価格}}$$

(※小数点以下切捨て)

11 提案書・プレゼンテーションの審査及び採否の通知

(1) 審査

審査は、丸亀市プロポーザル方式取扱規程に基づき、プロポーザル委員会が行うものとする。提出された提案書及びプレゼンテーションの内容審査は、業務の理解度(能力)、取組意欲、独創性及び実現性について評価し、総合的に判断して最優秀提案事業者を決定する。ただし、応募多数の場合には、事前に提案書により、書類審査を行う場合がある。

(2) プレゼンテーションの日時等

ア 日時

令和6年12月17日(火)から令和6年12月18日(水)うち1日間

※詳細については後日連絡とする。

イ 場所

丸亀市消防本部 5階 大会議室

ウ その他

プレゼンテーションは1企業(団体)90分程度(プレゼンテーション60分以内、審査員からの提案書及びプレゼンテーションについての質問30分程度)を予定している。

また、プレゼンテーション用のプロジェクター及びパソコンは、参加者が準備を行う。

(スクリーンは発注者が準備する。)

エ 注意

プレゼンテーションは、本業務を担当する主たる担当者が実施すること。本業務に直接関与しない者によるプレゼンテーションや質問の回答は認めないものとする。また、プレゼンテーション当日の追加資料は認めないものとする。

(3) プロポーザルに参加する者が1者である場合

評価点数が満点の6割以上の得点をもって契約候補者とする。

(4) プロポーザルに参加する者が複数である場合

評価点を合計した点が最も高い提案者を最優秀提案事業者として決定する。ただし、最高得点が複数ある場合は、評価項目②の評価点が高い者を最優秀提案事業者として決定する。

なお、最優秀提案事業者を本市の受託候補者とする。

(5) 評価項目に(1:劣る)評価がある場合

審査結果に1:劣る評価の項目がある場合は、プロポーザル委員会において審議を行う。

(6) 選定結果の公表及び通知

ア 審査終了後、すべての参加者に対し審査結果の通知を行います。

イ 丸亀市ホームページにおいて最優秀提案事業者名と評価点を公表することとし、その他の事業者にあつては評価点のみを公表します。

ウ 受託候補者に対する通知は、審査の結果、受託候補者として特定された事実を通知するものであり、本業務の契約者として決定したものではない。

12 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、受託候補者と業務内容について協議等を行って仕様書(案)の内容を確定した後に見積合わせの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書(案)の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受託候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結する場合もあるため、契約額が提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 受託候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次順位者と契約交渉を行うものとする。

13 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の(3)に記載した業務委託上限額を超えた見積書を提出された場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると認めた場合
- (6) 3に記載した参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) その他本市の指示に違反する場合

14 予想されるリスクと責任分担

本業務は、受注者が企画提案の段階において本業務内で想定するリスク(工期内における業務費の増加又は工期延長を招く不確定要因)を洗い出し、その性質を把握することを求めるため、発注者から変更指示した場合、発注者がリスクを負担すべき事象が発生した場合等(自然災害等)を除き、原則、契約金額の変更はいたしません。

15 その他

- (1) 本件プロポーザルに要する経費の全ては、参加希望者の負担とします。
- (2) 提出された資料は返却しませんが、審査以外の目的に使用することはありません。
- (3) 提出期限以降の申請書又は提案書の差替え及び再提出は認めません。
- (4) 申請書又は提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届(任意様式)を2の(8)の担当部署に持参又は郵送により提出すること。
- (5) 申請書又は提案書に虚偽の記載をした者に対しては、丸亀市指名停止等措置規程に基づき指名停止の措置を行うことがあります。
- (6) 参加希望者が1者の場合、本件プロポーザルは実施することとし、提案書等の提出、プレゼンテーション及び質問を行う。
- (7) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとする。この場合、本市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (8) 参加者は申請書の提出をもって、本実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (9) その他、契約については、丸亀市契約規則に基づき行う。

【問合せ先】 丸亀市消防本部 総務課
担 当 大林
住 所 丸亀市大手町2丁目1番37号
TEL 0877-25-4003 (直通) FAX 0877-24-5050
e-mail : shobosomu-k@city.marugame.lg.jp